

[事案 23-225] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 10 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約時の募集人の不当な勧誘行為を理由として、転換契約の取消しおよび転換前契約への復旧を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 10 月 1 日に定期保険特約付終身保険（転換前契約）に加入し、平成 23 年 10 月に各特約の更新時期を迎えることになっていたが、募集人から、以下のとおり不当な勧誘行為を受け本契約に転換したため、転換契約を取消し、転換前契約に復旧してほしい。

- (1) 平成 22 年 9 月頃、まだ満期まで 1 年もあるにもかかわらず、契約の転換を勧められ、その際、その時に転換しなければ、翌年の平成 23 年 9 月には契約が終了し、終身保険部分以外は更新できず、無保険状態（但し、定期保険特約部分）となると言われ、心理的に追い込まれて転換せざるを得なかった。
- (2) この結果、転換前契約であれば、400 万円の終身保険につき、残存期間 1 年の保険料を払い込めば足りたのに、転換後契約では終身部分が 200 万円に減額され、終身払込をしなければならなくなった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、転換せずに保険料の払込満了を迎えれば、終身保険はそのまま継続すること、転換後契約の終身保険が終身払いであること等について、時間をかけて詳細に、かつ繰り返し説明した。
- (2) 申立人は、過去に社会保険事務所の管理職として勤続しており、生命保険について相当程度高い理解力を有していたといえ、その申立人が 1 週間熟慮を重ねたうえで申し込みをしていることから、転換を強いられたわけではなく、転換について十分に理解し、自らの意思で申し込みをしたと言える。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 事情聴取における申立人の説明によると、転換により、終身保険が 400 万円から 200 万円になること、及び終身保険の保険料が終身払込となることは、転換時においても理解していたというものであり、転換後契約の内容に関しての錯誤はない。
- (2) 保険契約は、契約毎に更新限度年齢が設定されており、本件の転換前契約の更新限度年齢は 70 歳であったが（医療特約を除く）、このように限度年齢を設定すること自体、不

当なことではなく、そして限度年齢に近づいた場合、更に保障を必要とする契約者には、引受限度年齢が高い別個の保険契約を提案することも、特別に問題はない。

- (3) 既契約を残し別個の新たな契約をすることが妥当か、転換することが妥当かは、場合によって異なり、高齢者の場合には、既往症が存在して、新たな契約を締結することが困難な場合がある。申立人も不整脈があり、過去に保険契約ができなかった経緯があるが、転換の場合には特則があり、引受の判断が比較的緩やかになされているのが現状の取り扱いであることから、転換を勧めること自体が不当であるとはいえない。
- (4) 募集人は、保険会社の規定では、本件の転換に当たっては、満期の6カ月前に申し込まなければ引き受けをしない規定があり、かつ、保険年齢の関係上、遅くなると保険料が高くなるので、この段階で転換を勧めたと述べており、それ自体合理的な判断であると言える。
- (5) このように、転換前契約については70歳になれば更新できず、また、転換もできなくなることは事実であり、この事実を告げて転換を勧誘する募集人の行為は、申立人を追い込んで転換を強要したものとはいえない。申立人は、70歳以降も死亡保障の厚い保険を強く望んでいたことは事情聴取でも述べており、この保障を得るためには、転換前契約が更新できない以上、転換前契約の終身保険部分をそのままとし、新たな契約を締結することも考えられるが、そうすると年齢的に保険料が高額となり、また既往症の関係で契約できない可能性が存在することから、転換することが現実的であるとして、転換を勧めること自体、妥当な勧誘行為と言える。
- (6) 以上のとおり、本件募集行為は特段に不当な勧誘行為ではなく、申立人の主張は認められない。